は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一　一～四　（略）

	(い)	
	図書の種類	明示すべき事項
(ろ)・(は)	（略）	（略）
	配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 延焼のおそれのある部分 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置
	各階平面図	（略）
	（略）	（略）
	申請に係る建築物が法第三条第二項の規定により法第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置	

二

(一)	(ろ)	
	(い)	
	図書の種類	明示すべき事項
（略）	（略）	（略）

は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一　一～四　（略）

	(い)	
	図書の種類	明示すべき事項
(ろ)・(は)	（略）	（略）
	配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	各階平面図	（略）
	（略）	（略）
	申請に係る建築物が法第三条第二項の規定により法第二十八条の二（令第百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置	

二

(一)	(ろ)	
	(い)	
	図書の種類	明示すべき事項
（略）	（略）	（略）